

店頭外国為替証拠金取引約款【LIGHT FX】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引約款 【LIGHT FX】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) FX口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。 (1)ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。 (2)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。または、日本国内に居住する未成年者(満18歳以上20歳未満(高校生を除く。))で法定代理人による同意があること、若しくは婚姻者である者。 (3)お客様が法人の場合には、日本国内において本店又は支店が適法に登記されていること。 (4)ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。 (5)当社と電話及び電子メールで常時連絡が取れること。 (6)本約款取引に係るリスク並びに商品の性格及び内容を十分理解していること。 <u>(7)成年被後見人、被保佐人及び被補助人、精神障害者及び生活保護法被保護者に該当しないこと。</u> (8)ご自身でインターネットを通して本約款取引並びに本約款取引の確認及び管理が行えること。 (9)本約款取引にかかる契約締結前及び締結時の書面、取引報告書、取引残高報告書、年間損益報告書その他法令により交付する書面及び当社が交付する必要があると判断した書面を、当社が電磁的方法により提供することに同意いただけること。 (10)一部英語で表記された本約款取引の取引画面等を理解できる能力を有すること。 (11)日本国内においてのみ納税義務があること。 (12)外国 PEPs(外国の政府等において重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人)に該当しないこと。 (13)証拠金のご返還に係る送金受取口座は、国内に存する金融機関を指定すること。 (14)金商法その他の関係法令、諸規則、本約款を含む当社所定の約款及び規約その他関連規程に定める事項に違反していないこと。</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引約款 【LIGHT FX】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) FX口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。 (1)ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。 (2)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。または、日本国内に居住する未成年者(満18歳以上20歳未満(高校生を除く。))で法定代理人による同意があること、若しくは婚姻者である者。 (3)お客様が法人の場合には、日本国内において本店又は支店が適法に登記されていること。 (4)ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。 (5)当社と電話及び電子メールで常時連絡が取れること。 (6)本約款取引に係るリスク並びに商品の性格及び内容を十分理解していること。 <u>(新設)</u> (7)ご自身でインターネットを通して本約款取引並びに本約款取引の確認及び管理が行えること。 (8)本約款取引にかかる契約締結前及び締結時の書面、取引報告書、取引残高報告書、年間損益報告書その他法令により交付する書面及び当社が交付する必要があると判断した書面を、当社が電磁的方法により提供することに同意いただけること。 (9)一部英語で表記された本約款取引の取引画面等を理解できる能力を有すること。 (10)日本国内においてのみ納税義務があること。 (11)外国 PEPs(外国の政府等において重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人)に該当しないこと。 (12)証拠金のご返還に係る送金受取口座は、国内に存する金融機関を指定すること。 (13)金商法その他の関係法令、諸規則、本約款を含む当社所定の約款及び規約その他関連規程に定める事項に違反していないこと。</p>

(15) マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法若しくは不正の取引又はその疑いのある取引に利用するために本約款取引を行わないこと。

(16) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)の一員、又は反社会的勢力に関与していないこと。

(17) 当社の「個人情報保護方針」等当社が定める規約、方針に同意すること。

(18) 前各号に定めるものの他、当社の定める口座開設基準に該当すること。

第4条～第22条 (省略)

第23条(解約)

お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、当社は、本約款に基づく全ての契約を解約できるものとします。

(1) お客様が当社に対し当社との本約款取引の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本約款取引の解約を申し出たとき。

(削除)

2. お客様が、本項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、又は前条第1項各号若しくは次条各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、直ちに本約款取引を停止し、本約款に基づく契約を解約できるものとします。

(1) FX口座若しくは入出金口座の名義人が存在しないとき、又はFX口座若しくは入出金口座の名義人の意思によらず口座開設されたとき。

(2) お客様の当社への届出内容の全部若しくは一部に虚偽があることが明らかになったとき、又は提出資料の全部又は一部が真正でないことが判明したとき。

(3) お客様のFX口座及び入出金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、又は、そのおそれがあるとき。

(4) 第21条第2項にしたがい、当社がお客様に本人確認書類の提出を求めたにもかかわらずその提出がなされないとき(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、又はお客様が届け出た住所へ発送した本人確認書類の提出を求める通知書が不着となり当社に返送された場合、若しくはお客様が届け出た電話番号等への連絡では、連絡が取れない場合等を含みます。)

(5) お客様の当社に対する一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したとき。

(6) お客様が反社会的勢力であると当社が認める者のいずれかに該当する、又はこれらの者と関係があるとき。

(14) マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法若しくは不正の取引又はその疑いのある取引に利用するために本約款取引を行わないこと。

(15) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)の一員、又は反社会的勢力に関与していないこと。

(16) 当社の「個人情報保護方針」等当社が定める規約、方針に同意すること。

(17) 前各号に定めるものの他、当社の定める口座開設基準に該当すること。

第4条～第22条 (省略)

第23条(解約)

お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、当社は、本約款に基づく全ての契約を解約できるものとします。

(1) お客様が当社に対し当社との本約款取引の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本約款取引の解約を申し出たとき。

(2) 本約款第39条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。

2. お客様が、本項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、又は前条第1項各号若しくは次条各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、直ちに本約款取引を停止し、本約款に基づく契約を解約できるものとします。

(1) FX口座若しくは入出金口座の名義人が存在しないとき、又はFX口座若しくは入出金口座の名義人の意思によらず口座開設されたとき。

(2) お客様の当社への届出内容の全部若しくは一部に虚偽があることが明らかになったとき、又は提出資料の全部又は一部が真正でないことが判明したとき。

(3) お客様のFX口座及び入出金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、又は、そのおそれがあるとき。

(4) 第21条第2項にしたがい、当社がお客様に本人確認書類の提出を求めたにもかかわらずその提出がなされないとき(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、又はお客様が届け出た住所へ発送した本人確認書類の提出を求める通知書が不着となり当社に返送された場合、若しくはお客様が届け出た電話番号等への連絡では、連絡が取れない場合等を含みます。)

(5) お客様の当社に対する一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したとき。

(6) お客様が反社会的勢力であると当社が認める者のいずれかに該当する、又はこれらの者と関係があるとき。

(7)お客様が当社との本約款取引又は本約款取引に関する連絡等において、自ら若しくは第三者を利用して脅迫的・威迫的な言動をし、若しくは暴力を用いたとき、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき、又は虚偽の風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為・言動をされたとき。

(8)お客様が、当社が提供する本取引システム(プログラム等を含む。)又は本取引システムを利用するための機器又は回線(システム機器、通信機器、端末機器、接続回線を含む。)等の利用に際し、本取引システム以外のツールを用いた場合を含め、本約款及び本件取引説明書等で当社が想定している以外の方法を用いたとき、又は本取引システムでは通常実行できないような方法を行ったとき。

(9)お客様が、当社のウェブサイト、本取引システム等を含む当社の業務の運営若しくは維持に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が判断したとき。

(10)お客様が本約款、本件取引説明書その他関連規程(個人情報保護方針等の方針や規約を含む)に違反したとき。

(11)前各号の他、当社がお客様との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

3. 前項の規定により本約款を解約する場合にお客様の建玉が残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存する建玉を反対売買(差金決済若しくは売却)した上、本約款第25条、第26条に準じて当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、お客様は直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。

4. 本条第1項第1号に基づきお客様が本約款の解約の申し入れを行う場合、お客様は、当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うものとします。ただし、お客様に建玉がある場合、当社はおお客様の解約の申し入れを拒否することができるものとします。

5. FX口座において建玉が無く、かつFX口座及び入出金口座に証拠金が無い状態が1年間以上継続した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく本約款に関連する契約を解除することができるものとします。

6. 本約款が終了した場合、本約款の他、その他関連契約も同時に解約され、終了するものとします。

7. 本約款が終了した場合でも、当社はおお客様の情報を法に定められた期間、保管するものとします。また、保管期限を過ぎた場合においても、当社の判断により引続き保管できるものとします。

第24条～第38条 (省略)

第39条(本約款の変更)

(7)お客様が当社との本約款取引又は本約款取引に関する連絡等において、自ら若しくは第三者を利用して脅迫的・威迫的な言動をし、若しくは暴力を用いたとき、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき、又は虚偽の風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為・言動をされたとき。

(8)お客様が、当社が提供する本取引システム(プログラム等を含む。)又は本取引システムを利用するための機器又は回線(システム機器、通信機器、端末機器、接続回線を含む。)等の利用に際し、本取引システム以外のツールを用いた場合を含め、本約款及び本件取引説明書等で当社が想定している以外の方法を用いたとき、又は本取引システムでは通常実行できないような方法を行ったとき。

(9)お客様が、当社のウェブサイト、本取引システム等を含む当社の業務の運営若しくは維持に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が判断したとき。

(10)お客様が本約款、本件取引説明書その他関連規程(個人情報保護方針等の方針や規約を含む)に違反したとき。

(11)前各号の他、当社がお客様との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

3. 前項の規定により本約款を解約する場合にお客様の建玉が残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存する建玉を反対売買(差金決済若しくは売却)した上、本約款第25条、第26条に準じて当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、お客様は直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。

4. 本条第1項第1号に基づきお客様が本約款の解約の申し入れを行う場合、お客様は、当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うものとします。ただし、お客様に建玉がある場合、当社はおお客様の解約の申し入れを拒否することができるものとします。

5. FX口座において建玉が無く、かつFX口座及び入出金口座に証拠金が無い状態が1年間以上継続した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく本約款に関連する契約を解除することができるものとします。

6. 本約款が終了した場合、本約款の他、その他関連契約も同時に解約され、終了するものとします。

7. 本約款が終了した場合でも、当社はおお客様の情報を法に定められた期間、保管するものとします。また、保管期限を過ぎた場合においても、当社の判断により引続き保管できるものとします。

第24条～第38条 (省略)

第39条(本約款の変更)

<p>本約款は、監督官庁の指示、関連する法令若しくは当社の加入協会の規程等の変更がされる場合、又は当社の裁量により、お客様へ予告なく変更又は改定されることがあります。</p> <p>2. <u>民法第548条の4の規定に基づき本約款の変更又は改定を行うときは、本約款の変更又は改定を行う旨及び変更又は改定後の規定の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに、本取引システム、当社ホームページ、又は電子メールその他当社の定める方法により通知するものとします。</u></p> <p>3. 前項にかかわらず、当社が本約款の変更又は改定をお客様に通知し、変更又は改定の効力発生日を過ぎてお客様が新規取引を行った場合は、お客様は本約款の変更又は改定に承諾したものとみなすものとします。</p> <p>第40条～第42条（省略）</p> <p><u>令和2年4月1日 改訂</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>本約款は、監督官庁の指示、関連する法令若しくは当社の加入協会の規程等の変更がされる場合、又は当社の裁量により、お客様へ予告なく変更又は改定されることがあります。</p> <p>2. <u>本約款の変更が、お客様に従来認められていた権利を制限する、又はお客様に新たな義務を課すものである場合、当社は、その内容を本取引システム、当社ホームページ、又は電子メールその他当社の定める方法により通知するものとします。この場合、お客様が所定の期日までに当社に対する異議の申し出を書面又は電子メールにより行わないときは、その変更又は改定に承諾したものとみなすものとします。</u></p> <p>3. 前項にかかわらず、当社が本約款の変更又は改定をお客様に通知し、変更又は改定の効力発生日を過ぎてお客様が新規取引を行った場合は、お客様は本約款の変更又は改定に承諾したものとみなすものとします。</p> <p>第40条～第42条（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--